

佐世保工業高等専門学校研究報告投稿要項

(令和8年3月27日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、佐世保工業高等専門学校研究報告規程（以下「規程」という。）第8条に基づき、佐世保工業高等専門学校研究報告（以下「研究報告」という。）への投稿手続等に関し必要な事項を定める。

(原稿の執筆)

第2条 原稿の作成は、別に定める「佐世保工業高等専門学校研究報告原稿執筆要領」によるものとする。

2 使用言語は、日本語または英語とする。

(形式等の確認)

第3条 投稿者は、規程第4条に基づき、あらかじめ剽窃チェックツール等を用いて盗用・流用がないことを確認した上で、確認者（投稿論文と同分野の教員等）による書式及び体裁の確認を受けなければならない。

(提出手続)

第4条 投稿者は、指定された期日までに、次の書類等を提出するものとする。

- 一 投稿申込書
- 二 形式等確認書（確認者の署名等があるもの）
- 三 原稿の電子データ（Word形式及びPDF形式）
- 四 投稿推薦書（規程第2条ただし書きに該当する場合）

2 前項の書類等の様式については、別に定める。

(著作権)

第5条 規程第7条に基づき、掲載された論文等の著作権は本校に帰属する。著者は、投稿にあたりその旨を承諾するものとする。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、投稿に関し必要な事項は、情報基盤センター運営委員会において決定する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。